

議案第 7 号

専決処分（大田市税条例の一部を改正する条例制定）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

専決事項

大田市税条例の一部を改正する条例

専決年月日 令和 4 年 3 月 31 日

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、大田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

大田市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

大田市条例第15号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に

改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合

は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大田市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

大田市税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 法人市民税の申告納付及び固定資産税等の課税標準の特例の見直しによる引用条項の移動に伴い、条文の項番号を改める。

(第48条、附則第10条の2)

- (2) 固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命や身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合など固定資産課税台帳を閲覧に供することや証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、一定の措置を講ずることができることとする。

(第73条の2、第73条の3)

- (3) 固定資産税等における課税標準額の特例措置のうち、市町村の条例で定めることとされた特例割合を次のとおり規定する。

対 象 資 産	特例割合
令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	5分の4 (改正前4分の3)
令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地(指定された日から3年度間)	4分の3 (新たに追加)

(附則第10条の2)

- (4) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を平成26年4月1日以前（現行：平成20年4月1日以前）から所在する住宅とするとともに、工事費要件を50万円超から60万円超に引き上げた上、その適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長することとする。

（附則第10条の3）

- (5) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする措置を講ずる。

（附則第12条）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第 8 号

専決処分（大田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定）
の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和 4 年 6 月 6 日提出

大田市長 楫野弘和

専決事項

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決年月日 令和 4 年 3 月 31 日

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、大田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 31 日

大田市長 楫野弘和

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 16 号

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田市都市計画税条例（平成 17 年大田市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 15 項を附則第 16 項とする。

附則第14項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「第10項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項の「農地」」を「附則第13項の「農地」」に、「附則第12項の「前年度分の」」を「同項の「前年度分の」」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田市都市計画税条例の規定は、令和4

年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大田市都市計画税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 固定資産税等の課税標準の特例の見直しによる引用条項の移動に伴い、都市計画税の課税標準額を規定する条文の項番号を改める。

(附則第2項から第5項まで、附則第15項)

- (2) 固定資産税等における課税標準額の特例措置のうち、市町村の条例で定めることとされた特例割合を次のとおり規定する。

対象資産：令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地（指定された日から3年度間）

特例割合：4分の3

(附則第6項)

- (3) 土地に係る都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする措置を講ずる。

(附則第8項)

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。